

第 3 4 号議案

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 3 条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第 3 条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正により、非常勤消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保とした貸付け制度が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。